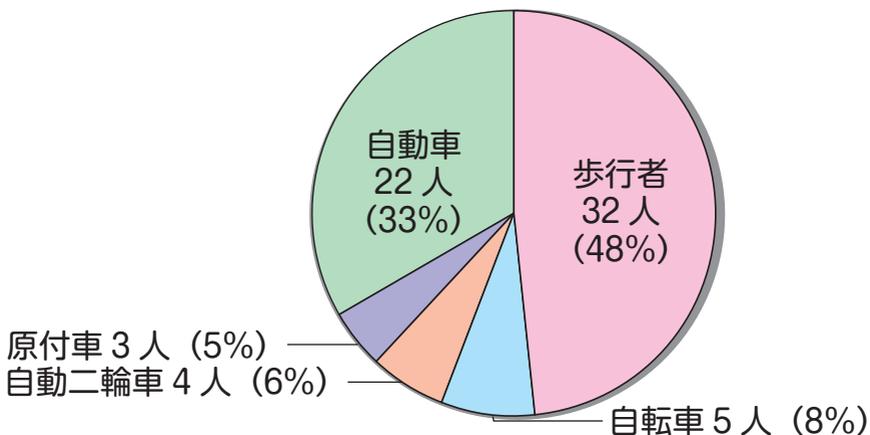


第2章 交通安全編

第1 地域における交通安全の進め方

1 平成22年の交通死亡事故の特徴

平成22年交通事故死者数の内訳（状態別）



- 死者数66人中の45人が高齢者で、前年より21人増加し、全死者数の68.2%を占めたこと。
- 高齢運転者による死亡事故が17件発生し、前年より10件、142.9%も増加したこと。
- 歩行中の死者が32人で、前年より13人、68.4%増加し、そのうち27人、84.4%が高齢者で、10人も増加したこと。

2 住民参加型交通安全活動の重要性

これまで各関係機関・団体により、交通安全に関する普及啓発活動が推進されてきましたが、高齢化に伴い高齢者の交通事故は増加傾向にあります。

こうした状況下で、自らが安全な交通行動を実践するとともに、自分だけではなく、地域の交通安全に貢献していくような、住民自身による住民のための交通安全活動が大切です。

つまりは、住民参加型交通安全活動の普及・促進が、極めて重要となってきています。

3 地域における交通安全活動の進め方

地域における交通安全活動を進めるに当たっては、市町村の関係課、警察署、交通安全協会や交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携を密にして、助言や協力を積極的に受けるようにすることが大切です。

★地域における交通安全活動

次のような活動を実施することにより、地域住民等の交通ルール・マナーの向上、交通安全意識の高揚が図られます。

① 街頭活動

児童・生徒の登下校時における通学路での交通安全指導、公民館等高齢者の集まる施設周辺での高齢歩行者や自転車利用高齢者に対する交通安全指導等、街頭での交通安全指導を行う。

② 訪問活動

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を重点に各家庭の自宅を訪問し、反射材の配布、交通安全啓発チラシ等を活用した交通安全指導等を行う。

③ 交通安全教育

町内会活動、老人クラブ活動、子ども会活動等を利用し、参加者の年齢等に応じた交通安全教室を開催する。

特に高齢者に対しては、自らが体験し考えることが重要であることから、反射材の効果実験等を内容とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催する。

第2 交通事故の防止対策

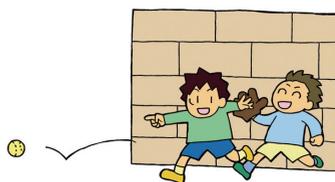
1 子どもの交通事故防止

★子どもの特性と歩行中の交通事故

子どもは、判断能力や知識が発達途上であり、小さい子どもほど1つのものに注意が向くと周りのものが目に入らなくなります。

子どもの交通事故の主な要因としては、信号のない交差点での安全確認を怠ったこと、横断歩道以外の場所を横断したこと、道路に飛び出したこと、などが挙げられます。

また、小さい子どもほど、飛び出しの割合が高く、交通ルールを知らないために違反してしまうケースが多く、子どもの交通事故防止には、次のことが大切です。



- ① 運転者は、子どもが急に横断する可能性があることを常に意識し、子どもを見かけたら、減速・徐行するなど、安全な速度で走行する。

- ② 保護者は、小さな子どもと歩道等を歩くときには、車の通る側を保護者が歩き、また、子どもと手をつなぐなど道路に飛び出させないように注意する。
- ③ 保護者等は、子どもの安全の手本となるよう交通安全のルールやマナーを遵守して行動するよう心掛ける。

★子どもの歩行中の交通安全指導ポイント

子どもを交通事故から守るためには、繰り返し指導をすることが大切です。

① 信号機のある交差点での正しい渡り方

信号の意味を理解し必ず守ること、青信号でもすぐには渡らず、右左の安全を確かめることをしっかりと指導する。

② 飛び出しの危険性

人が急に飛び出してきた場合に、走行中の自動車が急に停車することは困難なことなど、飛び出しの危険性を具体的に理解させ、道路に出るときは、立ち止まって安全を確認することを指導する。

③ 道路の歩き方

歩行者は原則として、歩道や路側帯を通行しなければならないことや、歩道や路側帯が無い場合には道路の右端を通行しなければならないことを指導する。

④ 天候の悪いときの注意点

雨や雪の日には、道路は見通しが悪いうえに滑りやすくなるなど、多くの危険があることを指導する。

また、傘で前方が見えなくならないように、傘をまっすぐ上に向けてさすよう指導する。

2 高齢者の交通事故防止

★高齢者の歩行中の交通事故

全国的に見ると、高齢者の「歩行中」の交通事故は、自宅周辺で多発しています。自宅周辺の道路は、普段から通り慣れており、しかも、車の交通量が少ない道路であることが多く、油断が生じやすくなることが要因の1つだと考えられます。通り慣れた道でも、油断せずに、注意することが大切です。

高齢者の歩行者事故で多いのが、子どもと同様に、道路を横断中の事故です。

一般的に、道路横断時の歩行者の行動には、車が来ていないかどうかの「認知」、認知した車がどのような動きをするのか、そして自分がどのような行動をとればよいのかの「判断」、その判断に基づいての「行動」の3段階があります。

この3段階の行動のうち、一つでもミスがあると交通事故に遭遇する危険性が高くなります。

高齢者の歩行者事故が多いのは、「接近してくる車の状況把握ができない＝認知ミス」、「車の動きについての知識が少ない＝判断ミス」、「身体機能の低下を十分に自覚していない＝行動ミス」といった要因があるものと考えられます。

★高齢者の横断中の交通事故

高齢者の横断中の事故の中でも特に多いのが、「横断後半」の交通事故です。

道路を横断するとき、一方通行などの例外を除けば、横断者から見てまず右側の安全を確認し、それから、横断後半の左側からくる車について確認します。この横断後半の左側からくる車と衝突する交通事故が、高齢者は多くなっています。

その要因と対策としては、次のことが大切です。

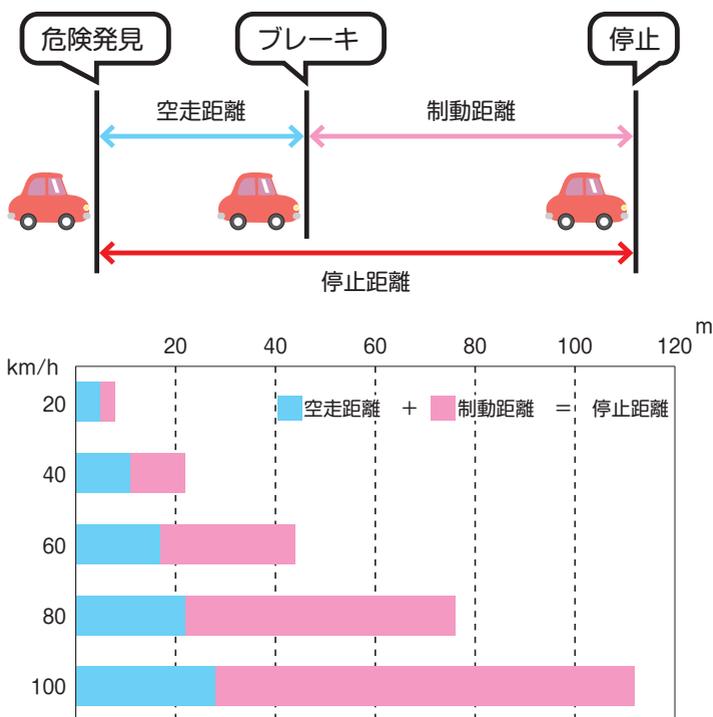
① 安全の見きわめ判断

高齢者は、脚力の低下などにより歩行速度が自分で思っている以上に遅くなっていることに加え、動体視力などの視機能の低下によって、走ってくる車のスピードや自分との距離を目測で判断する能力も低下していることなどから、安全の見きわめ判断を間違えやすくなります。

道路を横断する際、走ってくる車が見えたときは、その車が遠くに見えても、車が通りすぎるまで待ち、再度接近してくる車がないことを確認してから横断するということを習慣づけることが大切です。

特に、左側からくる車には、安全の見きわめ判断に注意が必要です。

車の速度と停止距離の目安

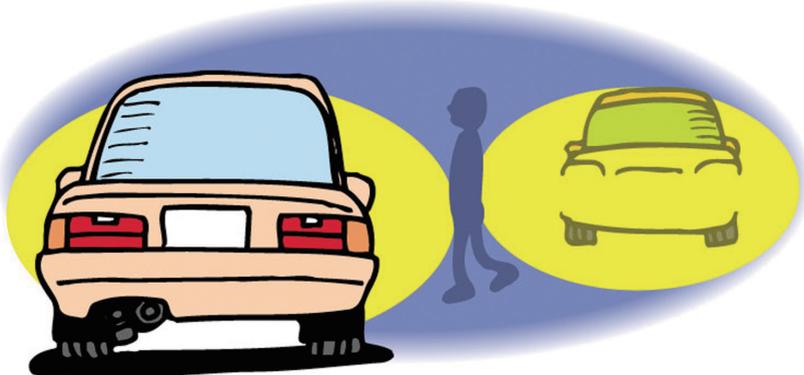


② 夜間の危険性

夜間には、車の直後から横断して、横断後半に左側からやってきた車と衝突したという事故が多く見られます。

夜間は、対向車のライトで運転者の目が眩惑されるため、直前になるまで発見することが困難になる「蒸発現象」がその要因の一つです。

走り去った車の直後の横断は、昼間もちろん、夜間は特に危険であることを認識することが重要です。



また、車のライトは、対向車をまぶしさから守るため、運転者から見て右側は左側に比べて照射距離が短くなっており、横断後半の歩行者には、車のライトがあまり照射されず、運転者からの発見が遅れがちになります。

横断者は、夜間、ドライバーから発見されやすくするために、反射材を身につけることも重要です。



3 自転車利用者の交通事故防止

自転車を運転するために、運転免許は必要とされていませんが、道路交通法では、自転車は二輪車や自動車と同様に、「車両」として扱われます。

運転免許を持たない子どもや高齢者は、一時停止無視などの違反を犯して、交通事故に遭うケースも多く、交通ルールを知らないことが、自転車事故発生要因の一つです。

★自転車安全利用5則

- ① **自転車は、車道が原則、歩道は例外**
→児童や幼児、70歳以上の高齢者等が運転をするときや、車道通行が危険な場合には、例外的に歩道を通行できます。
- ② **車道は左側を通行**
→車道を走るときは、道路の左側を通行します。
- ③ **歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
→歩道を走るときは、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- ④ **安全ルールを守る**
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認→夕暮れ時や夜間はライトを早めに点灯し、自転車の側面や後部に反射材を取り付けましょう。
- ⑤ **子どもはヘルメットを着用**
→13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときには、子どもにヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

4 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

★夕暮れ時の早め点灯の推進

●夕暮れ時の交通事故

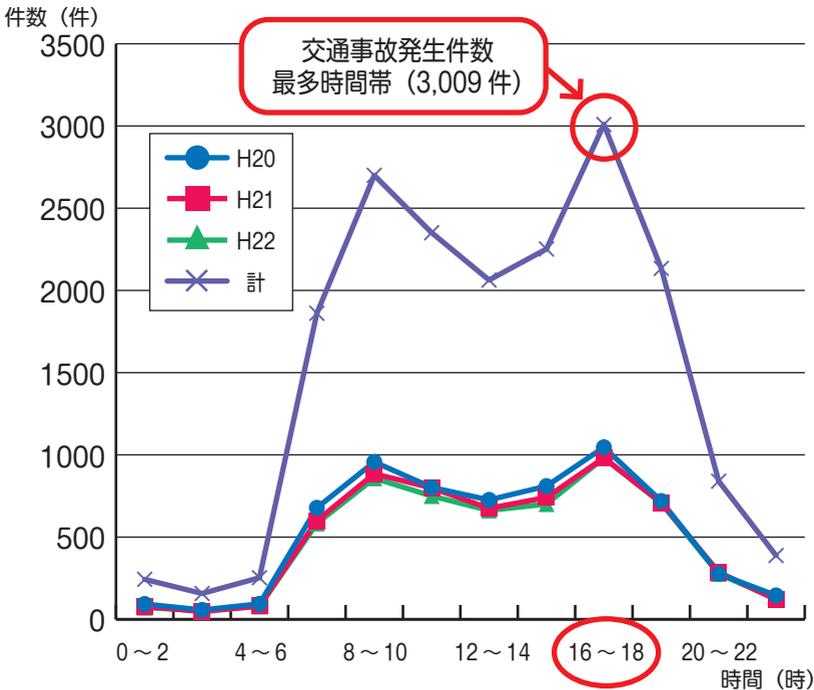
夕暮れ時は、1日の疲れが出て注意力が低下するとともに、周囲が薄暗くなり始めるため、歩行者や自動車等の発見が遅れがちになります。

また、交通混雑とも重なり、交通事故が多発する傾向にあります。

●時間別の交通事故発生状況

平成20年から平成22年までの交通事故発生件数を時間別に見ると、16時～18時の夕暮れ時が最も多く発生しています。

時間別交通事故発生件数（平成20年～平成22年）



●夕暮れ時の早め点灯

青森県では、夕暮れ時の交通事故を防止するため、夕暮れ時のライトの早め点灯を推進しています。

ライトの早め点灯目安時刻は、次のとおり月毎に設定されています。

夕暮れ時のライト点灯目安時刻

4月	→	17:00	10月	→	15:30
5月	→	17:30	11月	→	15:00
6月	→	18:00	12月	→	15:00
7月	→	18:00	1月	→	15:30
8月	→	17:00	2月	→	16:00
9月	→	16:30	3月	→	16:30

※点灯目安時刻は、各月の日没約1時間前に設定しています。

★夜間の交通事故防止

●夜間の交通事故

夜間は見通しが悪く、運転者から歩行者がよく見えず、交通事故の危険性も高まります。

平成22年の夜間交通事故死者数38人のうち、7割以上の27人が、歩行者が犠牲となる死亡事故でした。

●夜間歩行のポイント

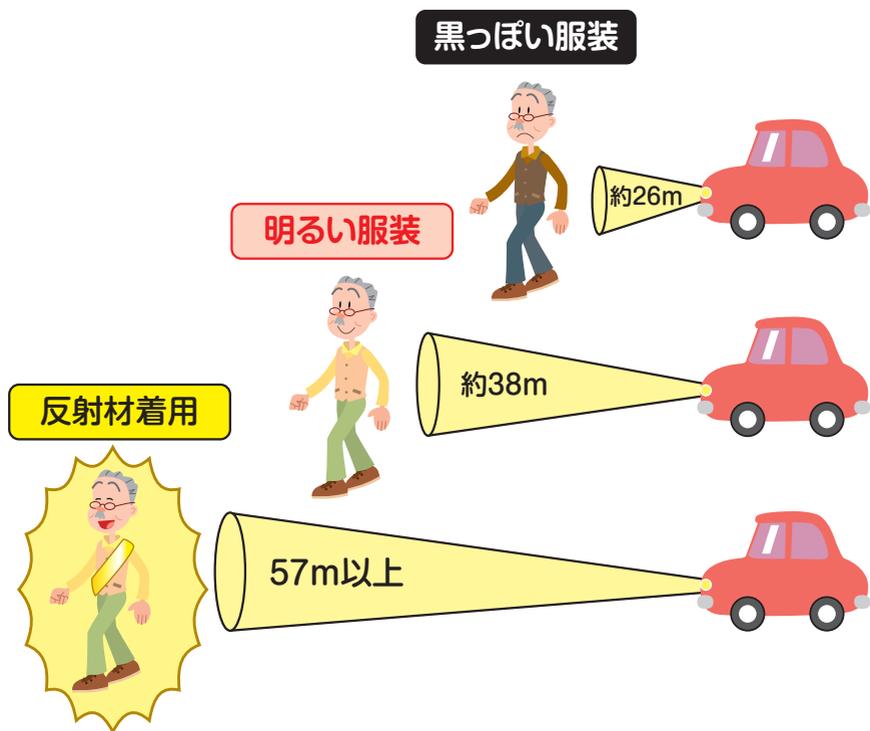
- ① 夜間、道路を横断するときは、自動車の運転者等からよく見えるように、道路照明のあるところなど明るい場所を選ぶ。
- ② 夜間は自動車の速度や距離感がわかりにくいので、自動車が来ないことを十分に確認してから横断する。

- ③ 夜間、黒っぽい服装をしていると、ライトを下向きに点けた自動車が30m手前まで近づいても、運転者からはよく見えません。

一方、反射材を着用すると、50m以上離れていても、ライトの光を反射して、よく目立ちます。

反射材を身につけることによって、自分の存在を自動車等に知らせ、事故の危険性を低くすることができます。

反射材は、シール型やタスキ型、キーホルダー型など様々あります。積極的に活用しましょう。

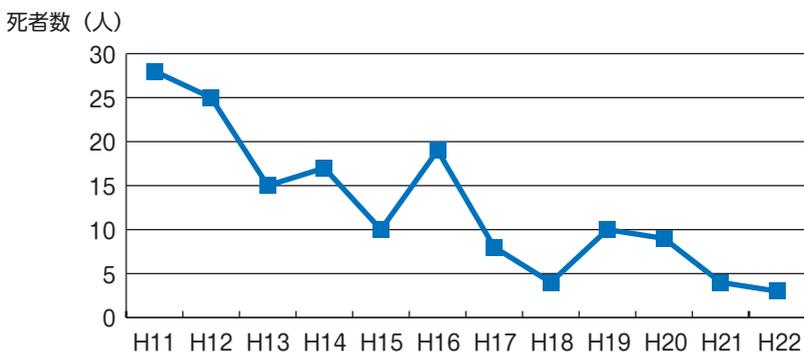


第3 飲酒運転の根絶

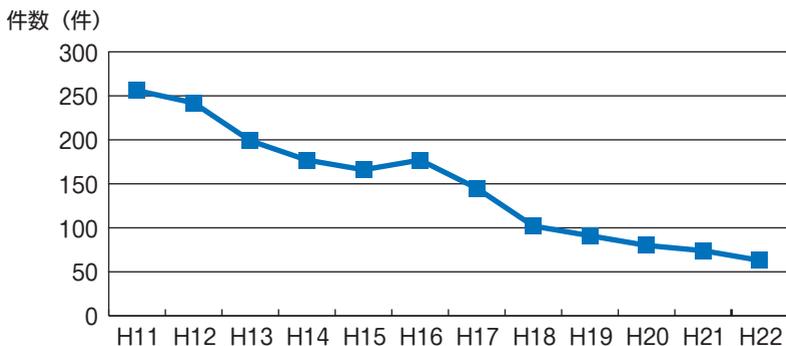
1 飲酒運転事故の現状

平成11年の飲酒運転による死者数は28人であったのに対し、平成22年には3人で、飲酒運転による死亡事故は減少傾向にはありますが、飲酒運転根絶に対する国民意識の高まりの中でも、モラルに欠けた運転者がまだ存在しており、飲酒運転は根絶されていません。

飲酒運転による交通事故死者数の推移



飲酒運転による交通事故発生件数の推移



2 飲酒運転とは

道路交通法第65条第1項では、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定されています。

自動車だけでなく自転車であっても、飲酒運転を禁止しています。

ただし、罰則を適用する際に、酒酔いか酒気帯びかの区分があります。

○酒酔い運転と酒気帯び運転の違い

酒酔いは、血中・呼気中アルコール濃度に関係なくアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態かどうかで判断します。

酒気帯びは、呼気中アルコール濃度が基準値以上あるかどうかで判断します。

つまり、実際に運転に支障が無いくらい意識がはっきりしていても、基準値を上回れば酒気帯び運転となります。

○アルコールが運転に及ぼす影響

飲酒することにより、反応時間が長くなり、また、運転動作が大きくなります。つまり、危険を感じてから対応するまでの時間が長くなり、また、ハンドル操作やアクセル操作が大きくなります。

このような影響から、飲酒運転による交通事故は、一般の交通事故よりも致死率が非常に高くなっています。

また、血中アルコール濃度などは、年齢、性別、体重、摂取時間、摂取量、経過時間などの条件によって全く違います。

「少量なら大丈夫」、「何時間たったから大丈夫」などの基準はありません。「飲んだら乗らない」が鉄則です。

3 飲酒運転等に関する罰則

★飲酒運転者等に対する罰則

平成19年9月19日施行の改正道路交通法により、運転者に対する罰則が次のとおり強化されました。

① 酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

※改正前 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

② 酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

※改正前 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

★飲酒運転を容認・助長等する行為に対する罰則

平成19年9月19日施行の改正道路交通法により、飲酒運転を容認・助長等することになる車両の提供等についても、次のとおり罰則が強化されました。

① 酒気を帯びていて飲酒運転することとなるおそれがある者に対する車両等の提供

(酒酔い運転の場合) 5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

(酒気帯び運転の場合) 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

② 飲酒運転することとなるおそれがある者に対する酒類の提供

(酒酔い運転の場合) 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

(酒気帯び運転の場合) 2年以下の懲役または
30万円以下の罰金

- ③ 車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、要求・依頼して飲酒運転されている車両に同乗
(酒酔い運転の場合) 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金
(酒気帯び運転の場合) 2年以下の懲役または
30万円以下の罰金



★酒酔い運転等に対する免許欠格期間の延長

平成21年6月1日施行の改正道路交通法により、悪質な違反や行為で免許を取り消された者の免許を受けることができない期間（欠格期間）が3年以上10年以下に延長されました。

※（改正前）1年以上5年以下

※（欠格期間延長の対象となる違反・行為）

故意による交通事故、酒酔い運転、救護義務違反（ひき逃げ）等

第4 シートベルト・チャイルドシートの着用推進

1 シートベルトの着用推進

○シートベルトの必要性

走行中の自動車が衝突すると、2つの衝突が発生します。

まず、それまで走っていた速度から瞬時に時速0 kmの状態になります。これが1つ目の衝突です。

次に、自動車は止まっても、自動車の乗員には慣性の法則が働き、乗員は車内構造物に激突するなど、体に強い衝撃が加わります。これが2つ目の衝突です。

シートベルトをしていないと、この2つの衝撃を受けるため、例えば、時速50 kmで壁に衝突した場合、乗員は高さ約10mからコンクリートの地面に叩き付けられたのと同じ程度の衝撃を受けます。

また、時には車外に放出されることもあります。

なお、平成20年6月施行の改正道路交通法により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されました。

○シートベルトの正しい着用方法

シートベルトを正しく着用しないと、その効果が半減したり、時にはシートベルトを間違っただけで着用していたために、危険を招くこともあります。

★シートベルト着用の基本は次の4点です

- ① 正しい運転姿勢で座る
- ② 腰ベルトを腰骨のできるだけ低い位置にかける
- ③ 肩ベルトは首、あご、顔にあたらないよう調節する
- ④ ねじれやたるみがないかを確認する

※腰ベルトがおなかにかかっていると、内臓破裂などの原因になることがあります。

2 チャイルドシートの着用推進

○チャイルドシートの必要性

シートベルトは成人の体格と体力を基準として設計されているため、子どもを安全に乗車させるためには、子どもの体格に合わせたチャイルドシートが必要です。

★チャイルドシートの主な役割は次の4点です

- ① 子どもを車外放出から守る
- ② 衝突の衝撃を身体の大きな部分で受け止め、骨格の強い部分（腰、背中、肩等）に加重を分散させる
- ③ 車内構造物や同乗者などへの衝突を防止する
- ④ 急ブレーキや急カーブでの車内転倒事故を防止する

●チャイルドシートの種類

チャイルドシートは、新生児から児童までの、体重が36kg以下の子どもに対して使用し、次の3種類があります。

それぞれのシート選びのポイントは、子どもの体格と発育に合わせ、より安全に、より快適に使用できるようなシートを選ぶことが大切です。

① 乳児用シート

主として1歳くらいまでの乳児期の子どもを、後ろ向き又は寝かせた状態にして定置するものです。

対象：体重10kg未満、
身長70cm以下

特徴：後ろ向きで背面拘束することで、首が据わっていない乳幼児を頭部から背中にかけて身体全体で支えるようにします。



② 幼児用シート

主として1歳から4歳くらいまでの幼児をシートベルトによって直接拘束しないもので、前向きに定置するものです。

対象：体重9kg～18kg、
身長60～100cm

特徴：幼児の首が据わり、自分で座れるようになったら、幼児用シートに交換します。幼児をシートベルトによって直接拘束しないで、ハーネス等により拘束します。



③ 学童用シート

主として4歳から10歳くらいまでの子どもに対して、シートベルトを使えるようにする補助シートです。

対象：体重15～36kg、
身長140cm以下

特徴：シートそのものには体を固定する機能はなく、子どもが自動車のシートベルトを正しい位置で使用できるようにする補助装置です。



※チャイルドシートの種類は以上の3種類が基本ですが、その他にも兼用シートとして、乳児・幼児兼用シートや幼児・学童兼用シートがあります。

第5 交通事故にあったら

1 交通事故にあったらまずすること

交通事故にあうと慌ててしまいます。
まずは落ち着いて行動することが大切です。

① 負傷者を救護する

119番通報を行い、救急車等が到着するまでの間、ガーゼや清潔なハンカチで止血するなど、可能な応急手当をする。
頭を強く打った場合などは、あまり動かさないようにする。

② 道路における危険を防止する

事故の続発を防ぐため、交通の妨げにならない安全な場所に車を移動し、エンジンを切る。

③ 警察官に報告する

交通事故が発生した日時、場所、負傷者数、負傷の程度等について、警察官に報告し指示を受ける。

交通事故に係る車両の運転者等は、警察へ報告する義務があります。また、警察に届出をしていない事故については、交通事故証明書が交付されません。

2 交通事故の相談について

交通事故にあうと、示談の仕方や賠償額の算定など、とまどうことばかりです。

以下の機関では、無料で相談に応じています。

① 青森県交通事故相談所（青森県庁舎北棟1階）

電話：017-734-9235

県が設置している相談所です。専門の相談員が無料で相談に応じます。電話や面接による相談を行っています。

○相談受付日：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

② (財)日弁連交通事故相談センター相談所（青森市）

電話：017-777-7285

自賠責保険や自動車保険に関する相談を受け付けています。相談日、相談時間をあらかじめお問い合わせのうえお出かけください。

③ 自動車保険請求相談センター（青森市）

電話：017-722-1025

自賠責保険や自動車保険に関する相談を受け付けています。

○相談受付日：月曜～金曜

（祝日、年末年始を除く）



第6 参考資料

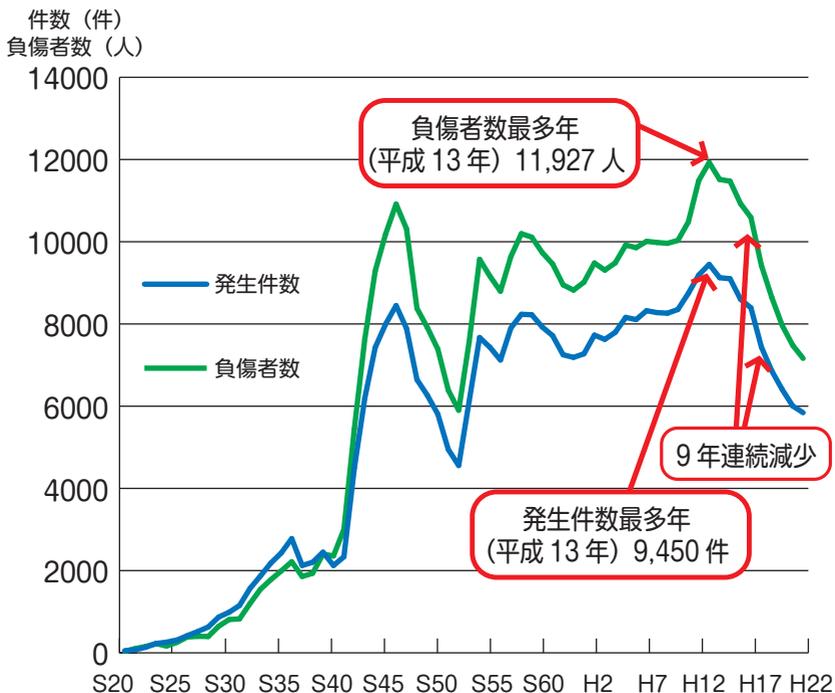
1 平成22年の交通事故発生状況と推移

○交通事故発生件数・負傷者数

交通事故発生件数は、5,842件で前年比163件の減少、交通事故負傷者数は、7,162人で前年比320人の減少となりました。

○交通事故発生件数・負傷者数の推移

交通事故発生件数・負傷者数は、平成14年以降、9年連続で減少しており、昭和53年以降で最少を記録しました。

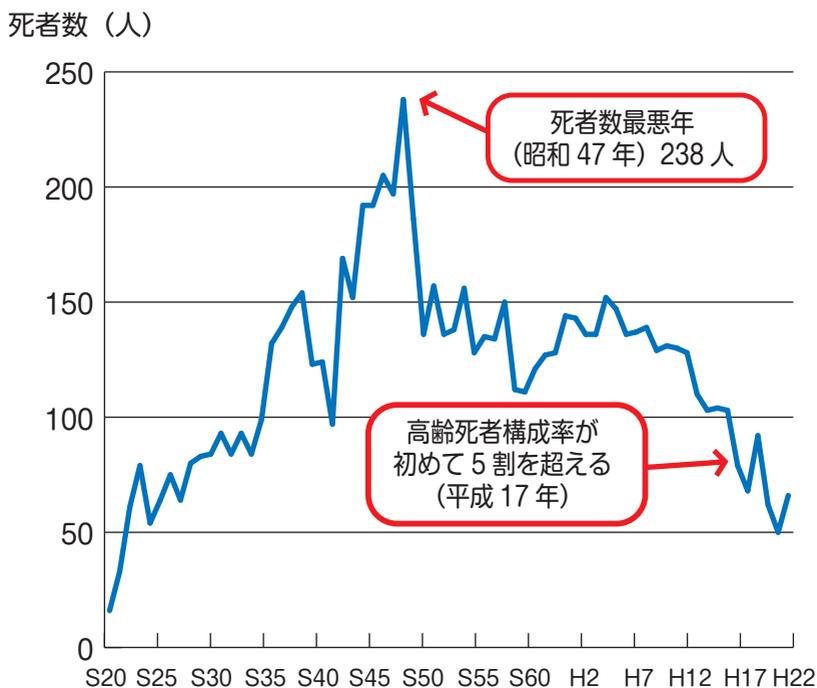


○交通事故死者数

交通事故死者数は、66人で前年比16人の増加となりました。

○交通事故死者数の推移

交通事故死者数は、昭和47年の238人をピークに、年々減少傾向で推移し、平成21年には、現在の交通事故統計が採用された昭和41年以降最小を記録しました。

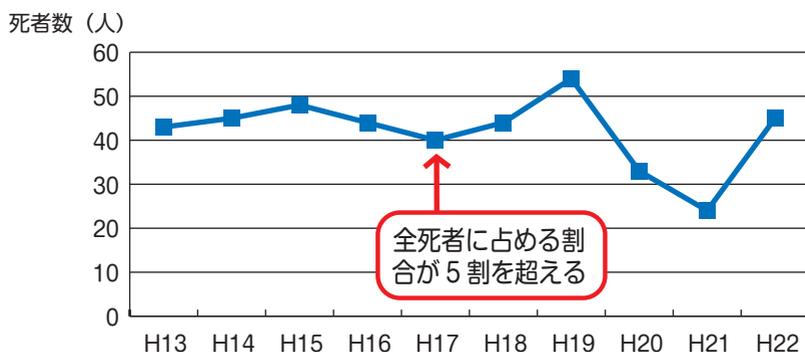


2 高齢者の交通事故の現状

交通事故統計上「高齢者」とは、65歳以上の方を言います。高齢者の交通事故負傷者数は、平成16年以降年々減少しているものの、全死者に占める高齢者死者数の割合は、平成17年以降、5割を越えており、相対的に見ると高齢者の死亡事故は増加傾向にあります。

高齢者事故の特徴としては、自転車乗用中、歩行中の死亡事故が半数以上を占めています。

高齢者の交通事故死者数の推移



高齢者の交通事故負傷者数の推移



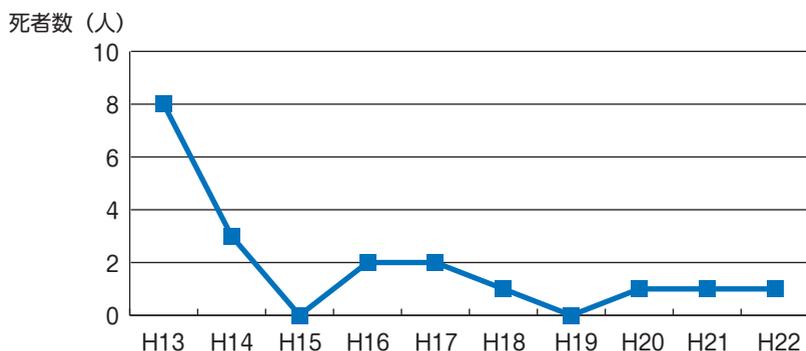
3 子どもの交通事故の現状

子どもの交通事故は、負傷者数は年々減少傾向にあるものの、死者数は、平成15年から0～2人の間で推移しています。

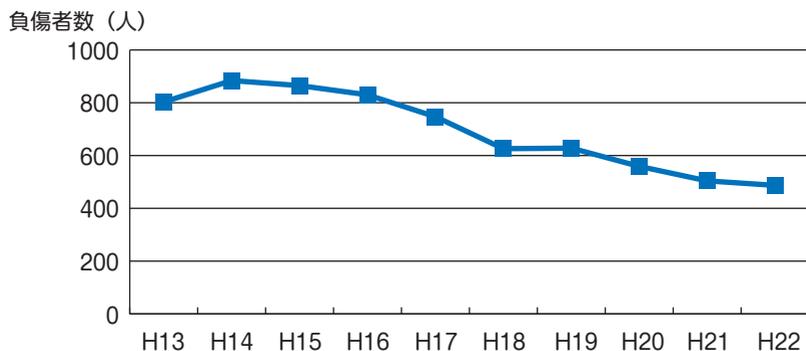
事故の特徴としては、下校時から夕方までの時間帯に多発する傾向にあり、その多くが自宅周辺で発生しています。

また、状態別では、小学生は歩行中、中学生は自転車乗用中が多くを占めています。

子どもの交通事故死者数の推移



子どもの交通事故負傷者数の推移



4 自転車乗用中の交通事故の現状

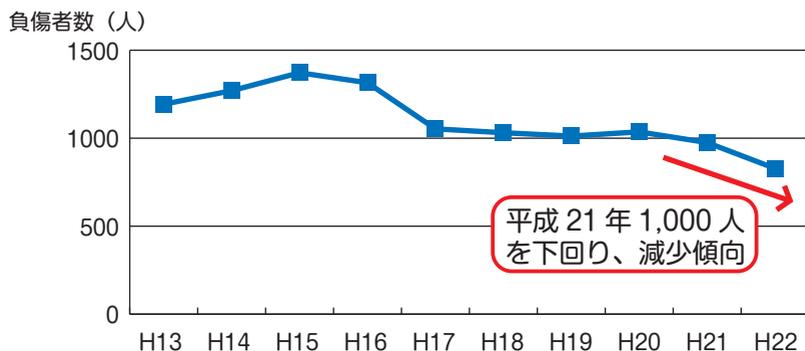
自転車乗用中の交通事故負傷者数は、平成21年に1,000人を下回り、減少傾向にあります。

死者数は、平成20年が過去10年で最多の13人、うち高齢者が10人となっております。

自転車乗用中の交通事故死者数の推移



自転車乗用中の交通事故負傷者数の推移



5 交通安全教育指針（抜粋）

平成10年国家公安委員会告示第15号

交通安全教育を行う者は、これを効果的かつ適切に行うため、以下の事項に留意する必要がある。

1 交通安全教育の意義についての理解

交通安全教育の指導を行う者（以下「指導者」という。）は、交通安全教育が道路交通の安全を確保するための重要な手段であること及び交通安全に関する施策全体における交通安全教育の役割を理解するとともに、担当部分の交通安全教育の体系における位置付け、達成目標等を十分に把握した上で、交通安全教育を実施することが必要である。

2 受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択

交通安全教育のカリキュラムを策定したり、指導事項を選定したりするに当たっては、年齢、主な通行の態様、業務の態様等の交通安全教育を受ける者（以下「受講者」という。）の特性に応じたものにするとともに、地域の道路及び交通の状況、実施時期、天候等に配慮することが必要である。

なお、交通安全教育のカリキュラムを策定して交通安全教育を行う場合は、カリキュラムに従ってその内容及び方法を設定することとし、また、カリキュラムを策定せずに交通安全教育を行う場合は、指導の時点において適切と考えられる事項を選定して指導することとする。

3 受講者の理解を深める交通安全教育の実施

受講者が自ら進んで交通ルール（道路交通に関して法令に定められた決まり事をいう。以下同じ。）を遵守し、交通マナー（道路及び交通の状況に応じて、配慮しなければならない

い事項（交通ルールを除く。）をいう。以下同じ。）を実践できるようにするためには、単に受講者に交通ルール等（交通ルール及び交通マナーをいう。以下同じ。）を覚えさせ、これらを遵守し、実践するよう指導するだけでなく、交通ルール等が交通の秩序を維持し、交通事故を防止するため果たす役割を理解させる必要がある。

そこで、指導者は、交通安全教育の実施に当たっては、それぞれの交通ルール等が定められている理由を示し、これらを守らない場合の危険及び周囲の人への迷惑について具体的に説明するなど、受講者の理解を深めるよう努めることが必要である。また、指導者は、交通安全教育を進めるに当たっては、受講者と共に交通安全について考え、必要により受講者間で話し合いをさせるなど、受講者が自ら考えることにより教育の内容を理解できるように教育手法を工夫するとともに、適宜質問を発するなど常に受講者の習得の程度を把握しながら交通安全教育を進めるよう配慮する必要がある。

4 参加・体験・実践型の教育手法の活用

受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又はシミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。

5 交通安全教育の効果の測定

交通安全教育は、常にその効果を測定しながら実施することが必要である。受講者に対して、実施前及び実施後にアンケート等を行って技能及び知識に関する習得の程度を把握したり、交通安全教育の受講者の交通事故発生状況と未受講者のそれとを比較したりすることにより、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直すなど、常に効果的な交通安全教育が実施できるようにする必要がある。

6 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し

交通安全教育の具体的な内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。このため、指導者は、交通事故の発生状況の推移、道路交通に関する制度改正の動向等について情報収集を常に行い、必要に応じて教育の内容を見直すことが必要である。

7 受講者のプライバシーへの配慮

受講者が安心して交通安全教育を受けられるようにするため、交通安全教育の実施に関して知り得た受講者の自動車の運転に関する経歴等の取扱については、プライバシー保護の観点から十分な注意を払う必要がある。

8 関係機関・団体相互の連携（省略）



6 交通安全関係機関・団体（平成23年4月現在）

○各市町村交通安全担当課

市町村名	担当課名	電話番号
青森市	生活安心課	017-734-5258
弘前市	市民生活課	0172-35-1111
八戸市	防犯交通安全課	0178-43-9218
黒石市	市民環境課	0172-52-2111
五所川原市	環境対策課	0173-35-2111
十和田市	生活環境課	0176-51-6725
三沢市	生活安全課	0176-53-5111
むつ市	環境対策課	0175-22-1111
つがる市	総務課	0173-42-2111
平川市	総務課	0172-44-1111
平内町	町民課	017-755-2113
今別町	総務課	0174-35-2001
蓬田村	総務課	0174-27-2111
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111
鱒ヶ沢町	町民生活課	0173-72-2111
深浦町	町民課	0173-74-2111
西目屋村	総務課	0172-85-2111
藤崎町	総務課	0172-75-3111
大鰐町	住民生活課	0172-48-2111
田舎館村	総務課	0172-58-2111
板柳町	健康福祉課	0172-73-2111
中泊町	総務課	0173-57-2111
鶴田町	町民生活課	0173-22-2111
野辺地町	総務課	0175-64-2111
七戸町	総務課	0176-68-2111

市町村名	担当課名	電話番号
六戸町	総務課	0176-55-3111
横浜町	総務課	0175-78-2111
東北町	総務課	0176-56-3111
六ヶ所村	総務課	0175-72-2111
おいらせ町	総務課	0178-56-2166
大間町	総務課	0175-37-2111
東通村	総務課	0175-27-2111
風間浦村	総務課	0175-35-2111
佐井村	総務課	0175-38-2111
三戸町	総務課	0179-20-1111
五戸町	総務課	0178-62-2111
田子町	町民課	0179-20-7113
南部町	住民生活課	0179-34-2111
階上町	町民課	0178-88-2119
新郷村	総務課	0178-78-2111

○各警察署

警察署名	電話番号
青森警察署	017-723-0110
八戸警察署	0178-43-4141
弘前警察署	0172-32-0111
五所川原警察署	0173-35-2141
(金木分庁舎)	0173-53-2117
黒石警察署	0172-52-2311
(大鰐分庁舎)	0172-48-2241
十和田警察署	0176-23-3195
三沢警察署	0176-53-3145

警察署名	電話番号
むつ警察署	0175-22-1321
野辺地警察署	0175-64-2121
つがる警察署	0173-42-3150
三戸警察署	0179-22-1135
鱒ヶ沢警察署	0173-72-2151
七戸警察署	0176-62-3101
青森南警察署	0172-62-4021
外ヶ浜警察署	0174-22-2211
五戸警察署	0178-62-3241
板柳警察署	0172-73-3151
大間警察署	0175-37-2211

- (財) 青森県交通安全協会 017-782-5012
※交通安全協会の各支部については、
警察署へお問い合わせください。
- 青森県交通安全母の会連合会 017-766-3458
※交通安全母の会については、市町村
担当課へお問い合わせください。
- (社) 青森県安全運転管理者協会 017-773-3518